

# 令和2年度 第2回 赤穂海浜公園管理運営協議会

日 時：令和2年9月28日（月）14:00～16:00

場 所：赤穂海浜公園オートキャンプ場会議室

## 次 第

### 1 開会挨拶

### 2 赤穂海浜公園管理運営協議会について

- (1) 管理運営協議会開催要綱の変更 (資料1)
  - ・委員の変更
- (2) 第1回協議会での意見等
  - ・議事録の公表 (参考資料1)
  - ・1回協議会での意見及びその対応について (資料2)

### 3 議 事

- (1) R2年度検討課題の選定について (資料3)
- (2) 地域や企業・団体、大学等との連携強化
  - ①イベント募集チラシ (資料4、資料6)
  - ②ホームページ (資料5-1)
  - ③利用ルール・手続き (資料5-2)
  - ④イベント募集に係るコロナ対策 (資料5-3)
- (3) 広報、情報発信の強化
  - ① 魅力アップ計画アクションプランで提言された方策 (資料7-1)
  - ② 「一体的な広報」と「情報発信の強化」の現状、問題点、課題、方策 (資料7-2、資料8)
    - ア 一体的な広報について
      - (ア) 3つの施設（赤穂海浜公園、キャンプ場、海洋科学館）と一体となった広報
      - (イ) 市、観光協会等と一体となった広報
    - イ 情報発信の強化
      - (ア) 公園の魅力ごとの広報
      - (イ) 公園イベントの広報
      - (ウ) イベント募集の広報

### 4 その他

- (1) R2年度の施設整備予定等について
  - ・未就園児向け遊び場整備
  - ・サイン、路面標示等の充実による健康運動の促進
  - ・塩の国のかん水利用の取り組みについて
- (2) 次回開催について
  - ・2月末頃開催予定



## 第2回赤穂海浜公園管理運営協議会 出席者名簿

令和2年9月28日(月)

赤穂海浜公園オートキャンプ場会議室

区分	所属等	氏名	出欠
学識者	兵庫県立大学 教授 (人と自然の博物館)	赤澤 宏樹	出席
	兵庫県立大学 准教授 (淡路景観園芸学校)	澤田 佳宏	出席
	関西福祉大学 准教授	山本 浩二	出席
地域団体	御崎地区連合自治会 会長	亀井 義明	出席
	尾崎地区連合自治会 会長	目木 敏明	出席
	地域活動連絡協議会 会長	岩崎 由美子	出席
	赤穂観光協会 事務局長	安田 哲	欠席
	赤穂市漁業協同組合 参事	平田 一典	出席
指定管理者	(公財)兵庫県園芸・公園協会 総務部長	五明田 禎久	出席
行政機関 (赤穂市)	観光監	西浦 万次	出席
	教育委員会 教育次長	長坂 幸則	出席
行政機関 (兵庫県)	県土整備部まちづくり局 公園緑地課 課長	戸田 克稔	代理 公園緑地課 副課長 首藤 健一
	西播磨県民局光都土木事務所 所長	八木下 徹	出席

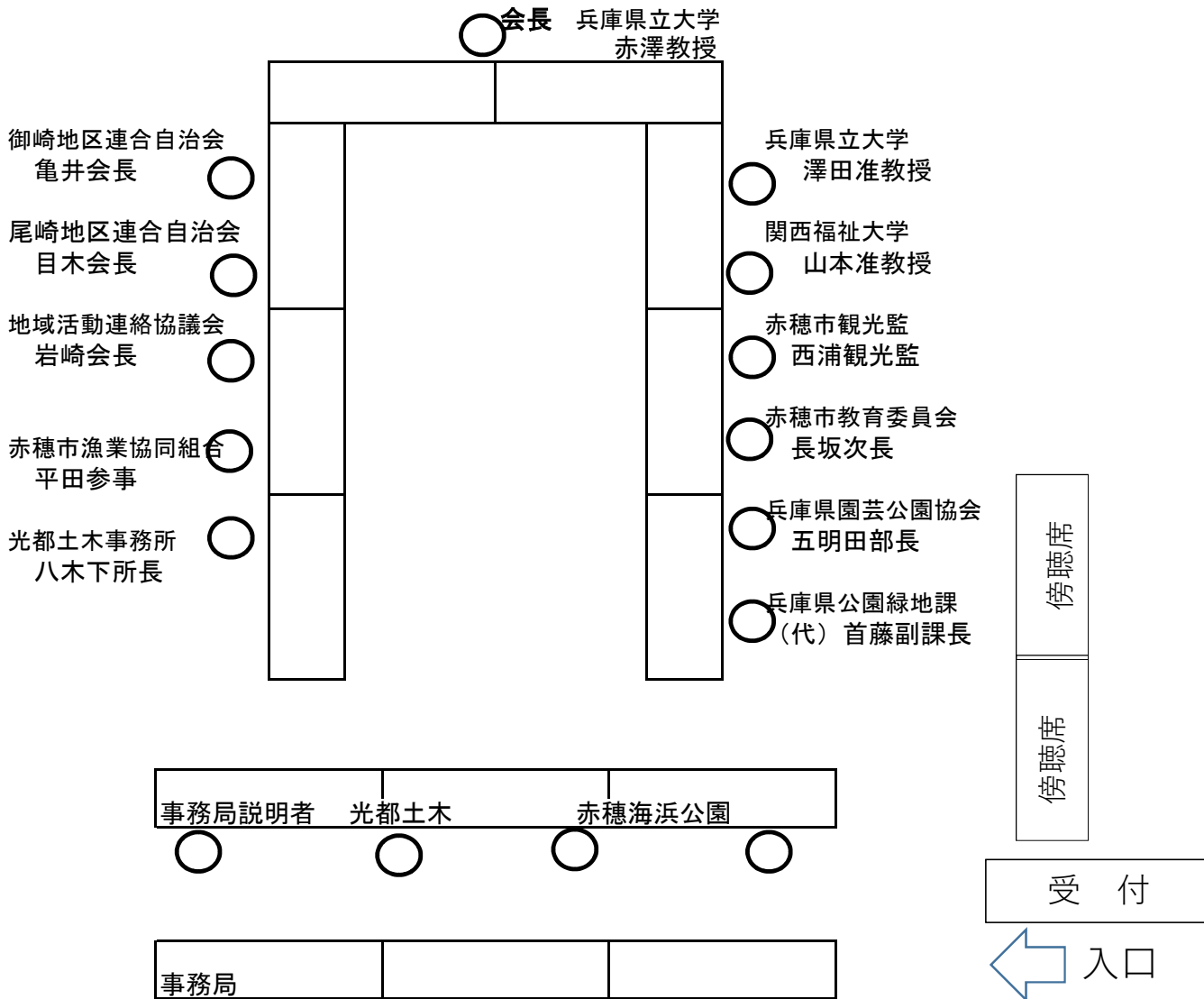
下線部はR1からの変更箇所

### 事務局

指定管理者	赤穂海浜公園管理事務所 所長	高田 直隆	
	赤穂海浜公園管理事務所 参事	荻野 直哉	
	赤穂海浜公園管理事務所 参事	圓見 文明	
	赤穂海浜公園管理事務所 参事	尼崎 佳三	
	赤穂海浜公園管理事務所 課長	小坂 真也	
西播磨県民局 光都土木事務 所	管理課 課長	小原 孝彦	
	港湾課 課長	柴崎 和人	
	港湾課 課長補佐	大谷 朝俊	
	港湾課 職員	塩濱 裕也	

# 第2回赤穂海浜公園管理運営協議会 配席図

令和2年9月28日（月）  
赤穂海浜公園オートキャンプ場会議室



## 赤穂海浜公園管理運営協議会開催要綱

### 1 目 的

「赤穂海浜公園魅力アップ計画」のアクションプランの1つである「多様な主体との連携の仕組みづくり、場づくり」の取り組みとして、本公園の管理運営のあり方等について検討するため、有識者、地元住民、関係機関等からなる赤穂海浜公園管理運営協議会（以下、「協議会」という。）を開催する。

### 2 検討事項

- (1) 「魅力アップ計画」アクションプランの課題のうち、地域や企業・団体、大学等との連携の強化について。
- (2) 「魅力アップ計画」アクションプランの（1）以外の課題のうち、協議会において検討が必要と認めたもの。
- (3) 「魅力アップ計画」で今後の検討課題と位置づけている課題のうち、協議会において検討が必要と認めたもの。
- (4) その他、協議会において検討が必要と認めたもの。

### 3 運 営

- (1) 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 協議会には、構成員の互選により会長をおく。
- (3) 協議会は、会長が招集する。
- (4) 構成員はやむを得ない理由により協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- (5) 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。
- (6) 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 協議会は、公開とする。ただし、協議会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。  
議事録、議事要旨及び懇話会資料は、原則として公開とする。

### 4 任 期

- (1) 構成員の任期は令和4年3月31日までとする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 構成員は再任されることができる。
- (3) 構成員がやむを得ない理由により任期の途中で辞任する場合、会長は欠員の対応について必要な調整を行う。

### 5 庶 務

協議会の庶務は、県立赤穂海浜公園管理事務所において処理する。

### 6 補 足

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

赤穂海浜公園管理運営協議会構成員名簿

区分	所属等	氏名	備考
学識者	兵庫県立大学 教授 (人と自然の博物館)	赤澤 宏樹	公園マネジメント
	兵庫県立大学 准教授 (淡路景観園芸学校)	澤田 佳宏	自然環境
	関西福祉大学 准教授	山本 浩二	保健教育
地域団体	御崎地区連合自治会 会長	亀井 義明	
	尾崎地区連合自治会 会長	目木 敏明	
	地域活動連絡協議会 会長	岩崎 由美子	子育て支援団体
	赤穂観光協会 事務局長	安田 哲	
	赤穂市漁業協同組合 参事	平田 一典	
指定管理者	(公財) 兵庫県園芸・公園協会 総務部長	五明田 禎久	
行政機関 (赤穂市)	観光監	西浦 万次	
	教育委員会 教育次長	長坂 幸則	
行政機関 (兵庫県)	県土整備部まちづくり局公園緑地課 課長	戸田 克稔	
	西播磨県民局光都土木事務所 所長	八木下 徹	
(計 13名)			

※ \_\_\_\_\_部 R1からの変更箇所

第1回協議会で出された意見と対応

項目	番号	意見等の内容	第1回協議会での回答	第2回議事	現時点での対応方針等
1. 芝生滑り台	①	団体利用のブックイング防止策で予約制を検討しないのか	現時点では考えていない	—	利用状況を見て今後検討する
	②	学校などへの芝生滑り台の周知をどう行うか	—	—	幼稚園や保育園などへの直接PR、滑り台オープン時に記者発表、広報誌（県民たよりひょうご）に掲載する
	③	ベンチを忘れた人向けにシートの貸出しサービスなどできないか	—	—	わくわくランド売店で販売する
2. 塩の国の活性化	①	塩の国で大人向け体験プログラムを作れないか	大人向けプログラムを検討していきたい	—	—
	②	プログラムを有料化してはどうか	有料or無料かは今後検討していきたい	—	—
	③	塩の国、キャンプ場、公園の一体的な広報が必要では	現状、一体的な広報はできていない	○	一体的な広報の方策を検討し提示する（資料7-2）
3. 公園の利用ルールや公園の新たな活用方法等	①	塩田跡生態系干潟の再生とそれを子供達に提供	—	—	塩湿地の保全や活用方法について検討する
	②	人博の未就学児向けコンテンツの実施について	—	—	コンテンツ実施について赤穂海浜公園で実施可能か検討する
	③	時間や場所などルールを決めてドローンを飛ばせないか	危険性があるため禁止にしているが、時間を限定するなど方法がないか検討する	○	公園利用者の安全性や他の公園との調整もあり、現時点では飛ばすことは困難である（資料5-2）
	④	鳥獣魚類の捕獲どこまでだめか？ カニとかはどうか	—	—	利用ルール（資料5-2）のできることに昆虫や蟹の採取を明記した
	⑤	生き物を放したり、植物を勝手植えるなどはルールとして書いておいた方が良いのでは	—	—	利用ルール（資料5-2）のできることに明記した
	⑥	こんなこととしてはダメではなく、こんなことができませんよということを示していく	—	—	イベント募集チラシ（資料4）にできることとして、昆虫や蟹の採取を明記した
4. 利用申請手続きの電子申請	①	利用申請について電子で行えるようできないか	占有申請や行為許可申請は条例で定められた様式で現時点では困難であるが、最終の申請手続き直前までは電子で対応できるよう工夫する	—	—
	②	場所を独占しないような行為について、スマホ等を用いた簡単な方法で利用申込みできないか。	—	○	公園利用届出書はメールでも申請できることをHPの手続き（資料5-2）に明示した
5. イベント募集チラシ等	①	場所の独占的より貸切りのほうが一般的では	—	○	募集チラシ（資料4）文言を貸し切りに変更した
	②	利用例の写真をHPに掲載	—	○	HP（資料5-2）に利用状況写真を掲載した
6. イベント募集の広報	①	イベント募集の直接営業活動について	—	○	直接営業活動の候補（資料7-5）を選定し訪問する
	②	チラシを作った後のイベント募集の広報	—	○	効果的な方策を検討し提示する（資料7-2）
7. 駐車場利用料や開園時間	①	駐車料金500円の無料化や有料施設とのセットで割引できないか	今後の検討課題	—	—
	②	有料遊具の割引サービスできないか	今後の検討課題	—	—





■魅力アップ計画アクションプラン（管理運営に関わる取り組み）

■ R2協議会における検討事項

項目	課題等	期間	内容	R1年度	R2年度												R3年度	R4年度～	検討主体
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
(1) 多様な主体との連携の仕組みづくり	管理運営協議会の設置	R1	協議会の設置	協議会設置															
	毎年定期的な開催	R2～	運営協議会の継続実施	9/28第2回開催															
(2) ※要綱2(1) 地域や企業・団体 大学等との連携 の強化	公園利用の手続きや利用ルールが周知されていない (イベント募集案内の検討)	R1	募集案内チラシ、利用 ルールの見直し	3月 募集チラシ の作成														県・指定管理者	
	イベント募集の実施	R2	イベント募集	チラシ確定														県	
	イベント募集の広報・周知方法	R2	効果的な広報や 周知方法の検討	9/29記者発表														指定管理者	
	イベント募集実施の評価	R2	実施上の新たな課題等の検討	10/1開始 周知方法検討														市民 民間企業	
(3) ※要綱2(2) 広報、情報発信 の強化	①現状の評価と課題抽出 ②効果検証、検証方法の検討	R2	効果的な広報・周知方法、他 機関等の連携方法の検討	現状評価														県・指定管理者	
	多様な手法や関連機関等と連携した広報	R2	他機関と連携した広報の実施	提案先の直接訪問														県・指定管理者	
(4) 塩の国の活性化	塩の国のかん水を利用したPR	R1	かん水利用のルールづくり	11月 かん水利用覚書														市・県・企業	
	観光・学習プログラム作成	R2・3	見学・体験を盛り込んだ観光・ 学習プログラム作成															市・県	

凡例 ■ 協議会の議事事項

■ 今後の検討課題（赤穂海浜公園の魅力アップのための引き続き調査や検討が必要な課題）

項目	課題等	期間	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度～	検討主体
(1) 県民の森の活用検討	県民の森の整備	R2～	専門家等による状態調査や 伐採整備					県・指定管理者
	県民の森の活用方策の検討	R3～	自然観察会や“レバー”等での 活用促進					県・指定管理者
(2) 飲食・物販等の サービスに関する 検討	飲食・物販		繁忙期のキッチンカー等によ る仮設店舗の出店					県・指定管理者
	民間活力の導入		民間事業者による出店					市民・民間企業
(3) 塩の国における 流下式塩田施設 (枝条架)の 更新・再整備の検討	施設の更新	実施中	インフラメンテナンス等に基づ き実施	H29枝条架 更新				県
	枝条架の増設等	—	かん水の需要や施設の稼働状 況を見る					県・市
(4) 駐車料金の見直し 開園時間の延長に 関する検討	開園時間の延長等	—	早朝や夕方の需要の掘り起こ し					県・指定管理者
	駐車料金の検討	—	割引や無料化、再入場につい て					県・指定管理者
(5) わくわくランドの あり方に関する検討	既存施設の老朽化対策の進め方 利用者ニーズに応じた新たな施設設置の検討	—	赤穂海浜公園の中核施設とし て、中長期的な観点から施設 更新も含めた今後のわくわく ランドのあり方について検討					県・指定管理者



# 公園でイベントをしてみませんか？

## 赤穂海浜公園

### イベント募集！

### グループ活動募集！

・広大なオープンスペースの赤穂海浜公園では、3密を回避し十分なソーシャルディスタンスを確保したイベントを実施できる  
 ・ポストコロナに向けた地域活性化に貢献できる  
 これらの理由によりイベント募集を行います。イベントの内容によっては、実施時期や内容について調整させていただくことや、実施をお断りする場合があります。また、今後の感染拡大の状況によっては、募集を中止する場合があります。

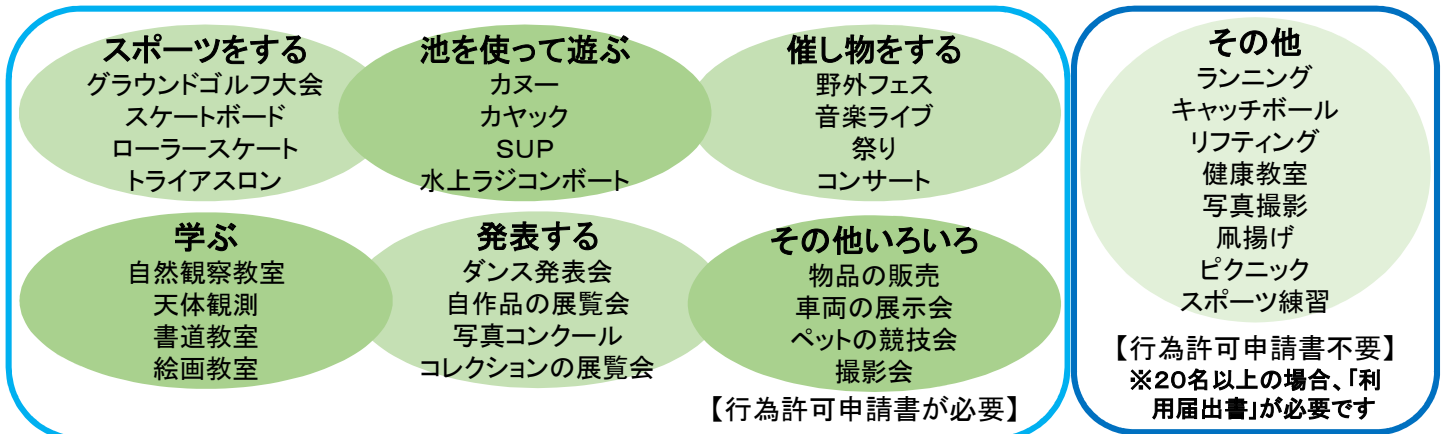


他のイベントはHP掲載の「公園施設利用例」をご覧ください。

- ・公園は不特定多数の人が自由に利用できるもので、通常は貸切った利用はできませんが、赤穂海浜公園では事前に届出や許可申請をすれば、場所を貸切りにしてイベントを実施することができます。
- ・イベントを開催したことがない方でも申込みのお手伝いをしますので、ご応募ください。

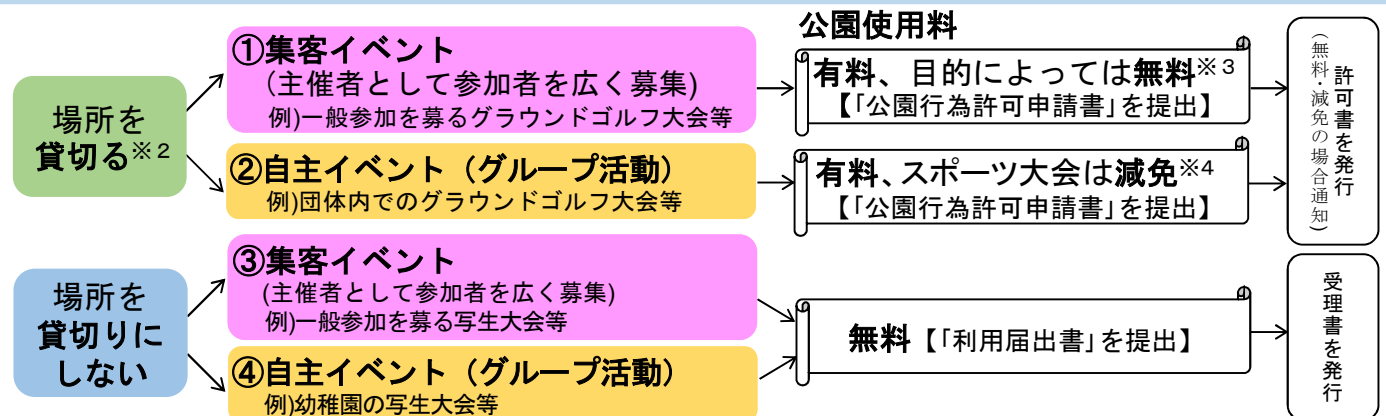
# 1. 公園でできること

できること・できないことの詳細は「HP→イベント募集のお知らせ→ルール・様式等参照」  
 下記は一例であり、皆さんで可能性を広げてください



## 2. 募集イベント<sup>※1</sup>の種類と利用手続き

営利目的の有料イベントも応募可能



①～④の集客・自主イベントでない利用は手続き不要

集客イベントについては、公園HP等でPRします。

※1 イベント：原則20名以上の参加者、構成員で実施するもの

※2 「場所を貸切る」：一定の区域を相当な時間にわたり特定の目的を持って独占的に使用すること

※3 無料になる場合：自然啓発、福祉、文化芸術、スポーツ振興、子どもの健全育成等を目的とし、公園が共催できるイベントについては使用料・占用料が無料（申請受付後、管理事務所で判断します）

※4 減免になる場合：広場や園路でのスポーツ大会利用は、条件を満たせば通常料金の1/10の料金で利用可（申請受付後、管理事務所で判断します）

（減免例：芝生広場でグラウンドゴルフ大会100m×50mの場合、100m×50m×15円/㎡・日×1/10=7500円/日）

## 3. 募集条件

- 書類の提出は利用予定日の6ヶ月前から可能で、30日前までに提出してください  
 （④の自主イベントの利用届出書は一週間前でも受付可能）
- 責任を持って、自律した活動（自ら企画・安全確保・運営ができる、財源がまかなえる）ができること
- 赤穂海浜公園内のエリア（わくわくランド有料遊具施設、海洋科学館、塩の国、喫茶店、オートキャンプ場を除く）で行うこと
- 「集客イベント」については休園日を除く日の公園開園時間（9時から17時）外でも実施の相談可能
- 公序良俗に反するイベントや公園利用者、近隣住民の迷惑となるイベントは禁止
- イベント内容や利用予定日時によっては、お断り、調整等をお願いする場合があります

イベント応募をご検討の方へ

まずは赤穂海浜公園管理事務所へ申込みを

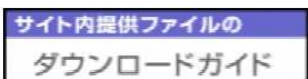
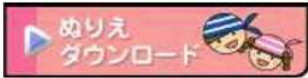
### 申込み方法

- 赤穂海浜公園管理事務所へ来ていただくか、電話、メールでイベント名、内容、日時、場所、連絡先などを連絡してください。
- メールの場合、「イベント申込書（HP掲載）」を利用していただくと便利です。
- 連絡内容を基にイベントの内容や日時、空き状況を勘案し、管理事務所から、イベント実施の可否の連絡をします。
- 必要な手続きはHP掲載の「イベント申請のフロー」を参照してください。
- HP掲載書類は「トップページの最新情報→【お知らせ】イベント募集のお知らせ→【ルール・様式等】」を参照してください。

申込み・問い合わせ先：赤穂海浜公園管理事務所（〒678-015 赤穂市御崎1857-5）

電話：0791-45-0800 FAX：0791-45-0183 Email：info\_ako@hyogopark.com

赤穂海浜公園HP（トップページ）のURL：<http://www.hyogo-park.or.jp/akokaihin/>



最新情報

2020年10月1日

[お知らせ] イベント募集のお知らせ♪



内容

～あなたも赤穂海浜公園でイベントをしてみませんか～

公園は不特定多数の人が自由に利用できるもので、通常は貸切った利用はできませんが、行為許可申請をすれば、場所を貸切りにしてイベントを実施することができます。

普段できないようなこともイベント申込みすれば、公園利用例のように様々なことができます。

イベントを開催したことがない方でも申込みや手続きのお手伝いをしますので、様々なイベントをご応募ください。

詳しくは、下記の【赤穂海浜公園イベント募集チラシ】、【ルール・様式等】、【コロナウイルス感染防止策】をダウンロードしてご覧ください。

【赤穂海浜公園イベント募集チラシ】ダウンロード ⇒ 【資料4】

【ルール・様式等】ダウンロード ⇒ 【資料5-2】

【コロナウイルス感染防止策】ダウンロード ⇒ 【資料5-3】

← 1つ前に戻る

↑ このページの上へ

赤穂海浜公園とは? | 施設紹介 | 交通アクセス | 最新情報 | 年間行事予定 | 周辺観光スポット

公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会
赤穂海浜公園管理事務所
〒678-0215 赤穂市御崎1857-5 【地図】
TEL : 0791-45-0800・FAX : 0791-45-0183
Email: info\_ako@hyogopark.com



個人情報の取り扱いについて | 関連リンク Copyright (C) 公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会 All Right Reserved.



## 目次

1. 検索用チラシ
2. 公園でできること・できないこと
3. イベント募集での公園施設利用例
4. 赤穂海浜公園イベント申請フロー

様式0 イベント申込書

様式1 公園行為許可申請書

様式2 公園施設の設置・管理・都市公園占用許可申請書

様式3 公園利用届出書





公園でイベントをしてみませんか？

# 赤穂海浜公園

イベント募集！

グループ活動募集！

・広大なオープンスペースの赤穂海浜公園では、3密を回避し十分なソーシャルディスタンスを確保したイベントを実施できる  
 ・ポストコロナに向けた地域活性化に貢献できる  
 これらの理由によりイベント募集を行います。イベントの内容によっては、実施時期や内容について調整させていただくことや、実施をお断りする場合があります。また、今後の感染拡大の状況によっては、募集を中止する場合があります。

ロハスパーク



グループ発表会



青空ヨガ



カヤック体験教室



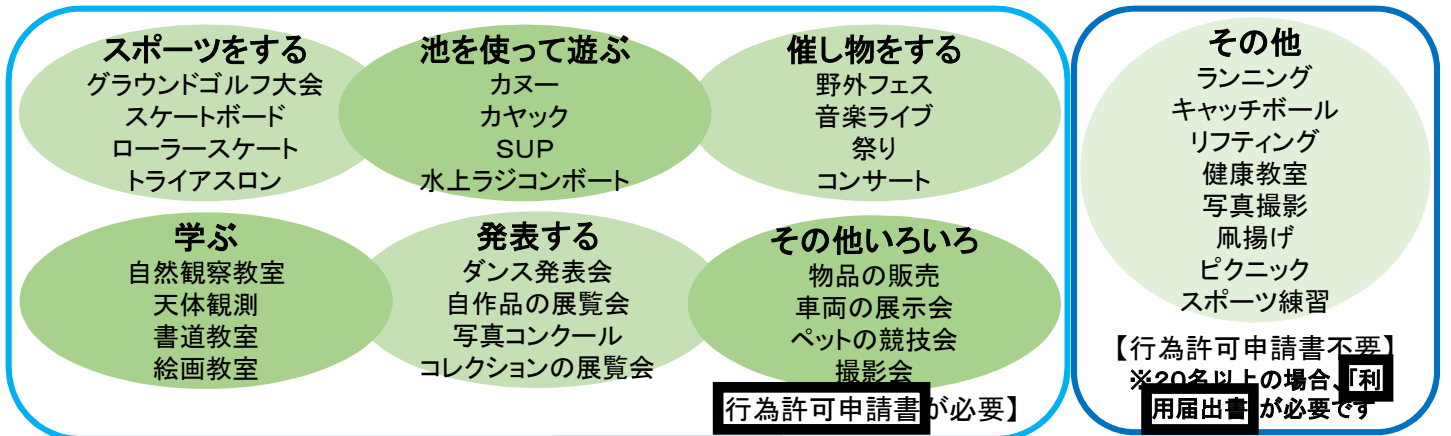
赤穂シティマラソン

他のイベントはHP掲載の「公園施設利用例」をご覧ください。

- ・公園は不特定多数の人が自由に利用できるもので、通常は貸切った利用はできませんが、赤穂海浜公園では事前に届出や許可申請をすれば、場所を貸切りにしてイベントを実施することができます。
- ・イベントを開催したことがない方でも申込みのお手伝いをしますので、ご応募ください。

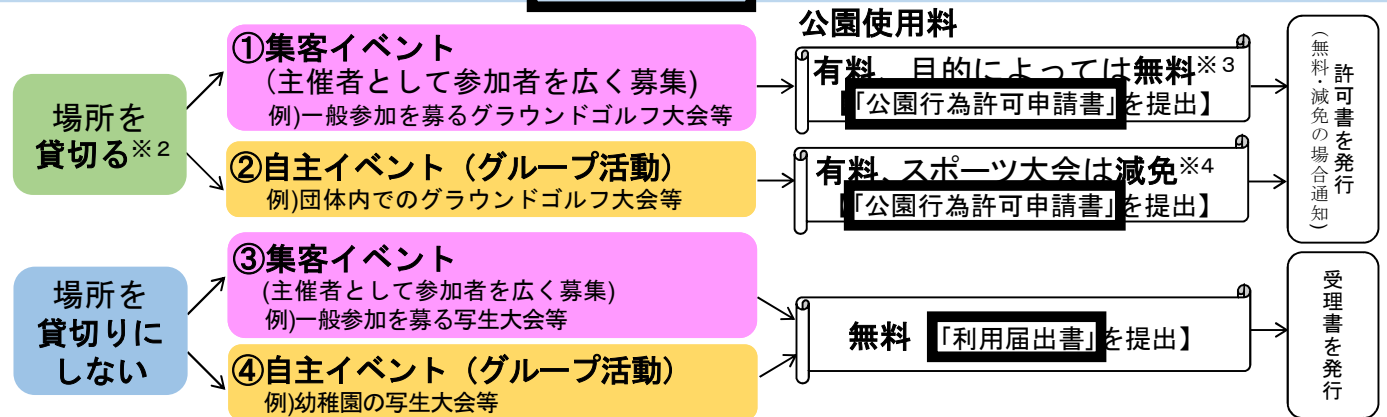
# 1. 公園でできること

「できること・できないこと」の詳細は「HP→イベント募集のお知らせ→ルール・様式等参照」  
 下記は一例であり、皆さんで可能性を広げてください



## 2. 募集イベント<sup>※1</sup>の種類と利用手続き

営利目的の有料イベントも応募可能



①～④の集客・自主イベントでない利用は手続き不要

集客イベントについては、公園HP等でPRします。

- ※1 イベント：原則20名以上の参加者、構成員で実施するもの
  - ※2 「場所を貸切る」：一定の区域を相当な時間にわたり特定の目的を持って独占的に使用すること
  - ※3 無料になる場合：自然啓発、福祉、文化芸術、スポーツ振興、子どもの健全育成等を目的とし、公園が共催できるイベントについては使用料・占用料が無料(申請受付後、管理事務所で判断します)
  - ※4 減免になる場合：広場や園路でのスポーツ大会利用は、条件を満たせば通常料金の1/10の料金で利用可(申請受付後、管理事務所で判断します)
- (減免例：芝生広場でグラウンドゴルフ大会100m×50mの場合、100m×50m×15円/㎡・日×1/10=7500円/日)

## 3. 募集条件

- 書類の提出は利用予定日の6ヶ月前から可能で、30日前までに提出してください  
 (④の自主イベントの利用届出書は一週間前でも受付可能)
- 責任を持って、自律した活動(自ら企画・安全確保・運営ができる、財源がまかなえる)ができること
- 赤穂海浜公園内のエリア(わくわくランド有料遊具施設、海洋科学館、塩の国、喫茶店、オートキャンプ場を除く)で行うこと
- 「集客イベント」については休園日を除く日の公園開園時間(9時から17時)外でも実施の相談可能
- 公序良俗に反するイベントや公園利用者、近隣住民の迷惑となるイベントは禁止
- イベント内容や利用予定日時によっては、お断り、調整等をお願いする場合があります

イベント応募をご検討の方へ

まずは赤穂海浜公園管理事務所へ申込みを

### 申込み方法

- 赤穂海浜公園管理事務所へ来ていただくか、電話、メールでイベント名、内容、日時、場所、連絡先などを連絡してください。
- メールの場合、「イベント申込書(HP掲載)」を利用していただくとう便利です。
- 連絡内容を基にイベントの内容や日時、空き状況を勘察し、管理事務所から、イベント実施の可否の連絡をします。
- 必要な手続きはHP掲載の「イベント申請のフロー」を参照してください。
- HP掲載書類は「トップページの最新情報→【お知らせ】イベント募集のお知らせ→【ルール・様式等】」を参照してください。

申込み・問い合わせ先：赤穂海浜公園管理事務所(〒678-015 赤穂市御崎1857-5)

電話：0791-45-0800 FAX：0791-45-0183 Email：info\_ako@hyogopark.com

赤穂海浜公園HP(トップページ)のURL：<http://www.hyogo-park.or.jp/akokaihin/>

## 2. 公園でできること・できないこと

### ①行為許可申請が必要

(イベントとして行為許可申請や提出し、承認されればできること)

※一般利用ではできない

- ①火気の使用
  - ・キッチンカーやコンロ等の器具の使用
- ②物品の販売(展示会なども含む)、配布、募金
  - ・飲食物の販売(朝市など)
  - ・物品の販売  
(フリマ、ロハス、スポーツ用品、健康グッズなど)
  - ・募金活動
- ③車両(単車・自転車含む)の乗り入れ
  - ・自転車の走行は可能(例:トライアスロン)  
(走行範囲の明示、警備員の配置)
  - ・自転車の安全講習会、一輪車の乗り方の指導講習
- ④スケートボードローラースケート、キックボード類
  - ・駐車場や園内の園路で場所を貸し切ったの利用  
(一般利用者にぶつからないような対策を行う)
- ⑤ラジコン類(ラジコン飛行機、ドローン除く)
  - ・駐車場や園内の園路、湖で場所を貸し切ったの利用  
(一般利用者にぶつからないような対策を行う)
- ⑥ペット
  - ・場所を貸し切り、締め切った中でのペットの競技会
- ⑦植物の伐採または採取
  - ・公園の間伐材を使った木工細工教室
  - ・自然観察教室での採取
- ⑧フェスティバル
  - ・野外フェス、野外ライブ、野外コンサート
  - ・よさこい祭り、大道芸祭り
  - ・各種演奏会
- ⑨博覧会・展覧会・発表会
  - ・自作品の展覧会、風景写真などの展覧会
  - ・絵画・写真コンクール
  - ・グループ発表会、音楽教室の発表会
- ⑩体験・教育
  - ・自然科学教室、自然観察教室
  - ・語学教室、書道教室、絵画教室、華道教室、手芸教室
  - ・囲碁・将棋など対局ゲームの練習会
  - ・鬼ごっこ、宝探し
  - ・凧揚げ
- ⑪アウトドアスポーツ
  - ・トライアスロン、カヌー、カヤック、SUPなどの池の利用
  - ・浮上高さを制限した熱気球体験
- ⑫その他
  - ・映画撮影
  - ・結婚式
  - ・コスプレ撮影会
  - ・天体観測
  - ・駐車場での車の展示会



## ②行為許可申請不要 (許可を得なくてもできること)

※ただし、20名以上で行う場合は利用届出書が必要となります。

### ①スポーツ

- ・キャッチボール、サッカーのリフティングやパス回し
- ・グランドゴルフ等のイベント利用例で例示したスポーツ
- ・ヨガ、太極拳
- ・健康教室
- ・ペタンク、キンボール、スカイクロスなどのニュースポーツ

### ②その他

- ・楽器やダンスの練習
- ・昆虫採集やカニとり
- ・写生や写真撮影
- ・グループ集会、お茶会



## ③絶対できないこと

- ・公園施設の損傷、汚損
- ・たき火などの直火の火気使用
- ・バーベキュー
- ・土石の採取、土地の形質変更
- ・釣り
- ・鳥獣魚類の捕獲、殺傷
- ・持ち込んだ鳥獣魚類を放つことや植物を植えること
- ・ラジコン飛行機、ドローンの操縦
- ・エアガン、モデルガン等の持ち込み
- ・野球、ゴルフ
- ・立入り禁止区域への立入り
- ・その他危険物品の持込、他の利用者に支障の恐れがある行為

### 3. イベントでの公園施設利用例

場 所	イベント・教室	スポーツ	その他
テニスコート	・テニス大会		
県民の森	・プレーパーク ・自然観察教室		
広場	・ロハス ・フリーマーケット ・本の読み聞かせ	・バドミントン ・スナックゴルフ	・映画撮影
青空広場	・凧揚げ大会 ・ダンス教室 ・ペットの競技会	・ゲートボール ・ベタンク	・撮影会
赤穂広場	・ヨガ教室 ・運動会	・パレーボール ・ラダーゲッター	・結婚式
自由広場	・朝市 ・グラウンドゴルフ大会	・グラウンドゴルフ	・芋掘り
屋外 ステージ	・野外フェス ・よさこい祭り ・各種演奏会		・グループ発表会
野外ステージ	・野外ライブ ・大道芸祭り		・音楽教室等の発表会
太陽の丘ステージ	・野外コンサート ・ダンス大会		
赤湖・白湖	・ラジコン大会	・カヤック ・SUP	・池干し
園路や公園全体 (含駐車場)	・マラソン大会 ・トライアスロン ・自転車競技 ・ラジコン大会(飛行するものは除く) ・健康教室(ウォーキング) ・車両の展示会	・スケートボード ・BMX ・ローラースケート	・鬼ごっこ ・宝探し ・飲食物販
屋内 管理事務所スペース	・華道教室 ・書道教室 ・語学教室		・グループ集会
オートキャンプ場会議室	・自然科学教室 ・囲碁・将棋 ・絵画教室 ・手芸教室 ・写真コンクール		・お茶会 ・飲食物販

凧揚げ大会



塩の国音楽祭



凧づくり教室



グラウンドゴルフ大会



ロハスパーク



かきまつり



バードウォッチング



## 4. 赤穂海浜公園イベント申請のフロー

### 1 【実施イベントの申込み】

赤穂海浜公園管理事務所へ来ていただくか、電話、メールでイベント名、内容、日時、場所、連絡先などを連絡  
メールの場合「イベント申込書 (<http://www.hyogo-park.or.jp/akokaihin/>) (様式-0)」を利用していただくと便利  
イベント申込書を基にイベントの内容や日時、空き状況を勘案し、管理事務所から、イベント実施の可否の連絡

### 2 【実施イベントの種類分け】

種類分けは管理事務所から連絡する  
場所を貸切る場合(\*<sup>1</sup>チラシの①または②の場合)、3-1へ  
場所を貸切りにしない場合(\*チラシの③または④の場合)、3-2へ  
※チラシ: イベント募集チラシ裏面の「1. 募集イベントの種類と利用手続き」を参照

#### 3-1 【書類提出】

「公園行為許可申請書(様式-1)」に必要事項を記入し、30日前までに公園管理事務所に直接持って来ていただくか、郵送で提出

(テントや機材等設置する場合は「公園施設の設置・管理・都市公園占用許可申請書(様式-2)」も提出が必要です)

#### 4-1 【確認】

公園管理事務所が内容等を確認  
(不備または問題等があれば、修正等をお願いする場合があります)

#### 6-1 【承認】

許可書を発行  
(使用料が必要となる場合は、公園管理者である兵庫県西播磨県民局から納入通知書が送付されます)

#### 7-1 【完了】

申請者が許可書を受取り申請完了

#### 3-2 【書類提出】

「利用届出書(様式-3)」に必要事項を記入し、1週間前までに公園管理事務所に直接持って来ていただくか、メールまたは郵送で提出

#### 4-2 【確認】

公園管理事務所が内容等を確認  
(不備または問題等があれば、修正等をお願いする場合があります)

#### 5-2 【承認】

受理書を発行

#### 6-2 【完了】

申請者が受理書を受取り申請完了

イベント内容に関すること、書類の記入方法等、相談したいことがございましたらお気軽に管理事務所までお問い合わせください。

## イベント申込書

申込者	氏 名
連絡先	TEL
	メール
1. イベント日時	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
2. 利用場所	
3. イベントの貸切り <sup>※1</sup> の有無	貸切る ・ 貸切りにしない
4. イベントの種類 <sup>※2</sup>	集客イベント ・ 自主イベント
5. イベント内容・目的	
[集客イベントのみ記載] 6. 募集人数	人
[自主イベントのみ記載] 7. 利用人数	人
8. その他（気になること等）	

分からないところは空欄で結構です。内容について電話でご確認させて頂く場合があります。

※1 「場所を貸切る」：一定の区域を相当な時間にわたり特定の目的を持って独占的に使用すること

※2 集客イベント(イベント主催者として参加者を広く募集する場合)

自主イベント(学校や幼稚園、サークル、グループなどの仲間だけで活動する場合)

送信先 赤穂穂海浜公園管理事務所	電話：0791-45-0800	FAX：0791-45-0183
〒678-015 赤穂市御崎1857-5	Email：info_ako@hyogopark.com	

様式第 1 号（第 2 条関係）

# 公園行為許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者住所 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

TEL ( ) -

担当者氏名 \_\_\_\_\_

次のとおり赤穂海浜公園において、 をしたいので、許可の申請をします。

1 行おうとする目的			
2 行おうとする期間 または時間	年 月 日	時 分 から	
	年 月 日	時 分 まで	
3 行おうとする場所 または公園施設	赤穂海浜公園	4 行おうと する面積	m <sup>2</sup>
5 行おうとする内容			
6 使用する機材等			
7 後始末の方法			
8 使用料			
9 その他			



## 備 考

- 1 行おうとする内容の項は、次の事項のほか、必要と思われる事項を記入してください。
  - (1) 商行為の場合は、販売品目及びその値段並びに入場料
  - (2) 協議会、集会等の場合は、主催者等の人数及び参加者または利用者の予定人数
  - (3) 写真または映画の撮影の場合は、使用目的、被写体、撮影枚数または時間
- 2 その他の項には、次の事項のほか、許可を受けようとするに当たって特に必要と思われる事項を記入してください。
  - (1) 他の法令に基づいて資格または許可等を必要とするときは、その名称並びにそれを受けた番号及び年月日
  - (2) 多数の人が利用すると予想される場合は、整理員等の配置計画
  - (3) 既に受けた許可を変更しようとするときは、既に受けた許可の番号及び年月日
- 3 添付図書
  - (1) 位置図、平面図、求積図その他
  - (2) 他の法令による許可等の写し
  - (3) 申請人が団体の場合は、その団体の定款または規約
  - (4) 計画書、予定プログラム等参考となる資料



施設又は占有物件の管理方法	
工事の実施方法	
占有の期間	許可の日から 年 月 日まで
工事の期間	許可の日から 年 月 日まで
公園の復旧方法	
特記事項	

## 添付図書

1. 新規または変更申請の場合 (各2部提出)
  - (1) 位置図、平面図、立面図(彩色)、求積図、損害賠償責任負担請書、現況カラー写真
  - (2) 他法令の許可が必要な場合は、その許可書の写し
  - (3) 申請人が団体の場合は、その団体の定款または規約
  - (4) 設計書、計画書、予定プログラム等参考になる資料
  - (5) 多数の人が利用されると予想される場合は、整理員等の配置計画書
  - (6) その他局長の必要と認めるもの

(注) 変更申請の場合は、前回許可書(写)及び変更理由書を必ず添付すること。
2. 継続申請の場合 (各2部提出)
  - (1) 位置図、平面図、前回許可書(写)
  - (2) その他局長の必要と認めるもの

## 記入上の注意

- (1) 申請者が法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 変更申請の場合は、変更内容を新(黒字)旧(赤字)対照書きすること。
- (3) 申請に権利譲渡または地位承継を伴うときは、該当する申請区分を○で囲み、別紙様式に必要事項を記載して提出すること。
- (4) 施設または占有物件の管理方法の項には、次の事項のほか、必要と思われる事項を記入すること。
  - ・管理人員及び現場責任者名
  - ・商行為の場合には、販売品目及びその値段並びに入場料
  - ・共用日時
  - ・物品等の搬入及び搬出の方法
  - ・管理法令のある場合は、その名称
- (5) 工事实施の方法の項には、次の事項のほか、必要と思われる事項を記入すること。
  - ・工事施工者名及び現場責任者
  - ・資材等の搬入及び搬出の方法
  - ・公園利用者に対する安全対策

※ 代理人が手続を行う場合は委任状を添付してください。

## 公園利用届出書

年 月 日

団体名	
担当者名	
連絡先	住所 〒
	TEL FAX
	メール

利用日時	年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分
利用場所	
イベント名	
イベントの種類	<input type="checkbox"/> 集客イベント <input type="checkbox"/> 自主イベント
目的	
内容 (誰が、何をするのか)	
募集人数	※集客イベントのみ記載
利用人数	※自主イベントのみ記載
雨天時	<input type="checkbox"/> 延期なし <input type="checkbox"/> 延期あり： 月 日( )

備考欄	
-----	--

注意事項	<p>来園の際は公園の有料駐車場に駐車してください。</p> <p>他の公園利用者の迷惑にならないように注意してください。</p> <p>ゴミはお持ち帰りください。</p> <p>その他、募集チラシの「3. 募集条件」を参照すること</p>
------	--

## イベント募集に関する新型コロナウイルス感染症対策について

イベント開催の許可にあたっては、以下の2点を条件として付します。

- ①感染防止のために必要な対策を講じること。
- ②上記①の条件を満たさない場合や県全体としての感染防止対策の必要性により許可を取り消す場合があること。

①の「感染防止のために必要な対策」とは、具体的には下記の「感染防止のために実施する対策」のとおりで、基本的にすべての項目について実施して頂く必要があります。

また、参加者が1,000人を超えるイベントについては、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局あてに事前相談<sup>※1</sup>を行う必要があります。

### ＜感染防止のために実施する対策＞

- ・業種別ガイドラインに則した感染防止策の徹底
- ・大声を出さないことの担保（大声を出す者がいた場合、個別に注意等を実施。マスク着用を前提に隣の者との日常会話程度は可）
- ・飲食の制限（決められたエリア以外での飲食の制限。イベント前後や休憩時間中の食事等による感染防止の徹底）
- ・参加者及び出演者の制限（発熱等の症状がある者の入場・出演を確実に防止。検温の実施、払い戻し措置の規定等）
- ・参加者の把握（接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用。システムを利用できない参加者の連絡先等の把握）
- ・出演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除（マスクを持参していない者に主催者側でマスクを配布。出演者等と観客がイベント前後等に接触しない措置の実施。演者が発声する場合、舞台から観客の間隔を2m確保）
- ・イベント前後の行動管理（交通機関の分散利用、打ち上げ等の感染リスクのある行動の回避など、イベント前後の感染防止の注意喚起）
- ・「ひょうごスタイル」の徹底・促進（「3密」（密閉・密集・密接）の回避、マスクの着用、手洗い、消毒等）

※1 事前相談 HP <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/daikiboibennto.html>



チラシ・HP・ルールに関する意見と対応

項目	第1回 番号 意見	意見 ( ) 内は第1回協議会での回答	対 応
1. チラシ	①	場所の独占的より貸切りのほうが一般的では [資料2 5①再掲]	募集チラシ (資料4) 文言を貸し切りに変更した
	②	タイトルについて「イベント募集」よりもふさわしい言葉がないか	募集チラシ (資料4) のタイトルを「イベント募集!」「グループ活動募集!」と並列標記した
	③	タイトルを「イベント募集!」「グループ活動募集! (または団体活動)」と並列で記載してはどうか	委託費の捻出が難しいため、直営で行う
	④	チラシの作成は委託してプロに任せではどうか	募集チラシ (資料4) 表紙の公園利用例の表を無くして文字を減らし、イベント事例写真を増やした裏面は、説明内容として削除できるものがないため、そのままとした
	⑤	チラシの文字が数多い	ホームページ (資料5-2) イベント利用例に利用状況写真を掲載した
	⑥	表紙の公園利用例の表を無くして、広場以外の場所の利用状況の写真をあと3枚ほど入れてはどうか	利用ルールや事例、各種様式等のキーワードについて該当箇所に移動するようリンクを貼った
2. HP	①	利用例の写真をHPに掲載 [資料2 5②再掲]	ホームページ (資料5-2) イベント利用例に利用状況写真を掲載した
	②	HP上のチラシのPDFの文章から「公園でできること」、「申請フロー」のPDFにリンクさせるべき	公園利用者の安全性や他の公園との調整もあり、現時点では飛ばすことは困難である (資料5-2)
3. ルール	①	時間や場所などルールを決めてドローンを飛ばせないか [資料2 3③再掲] (危険性があるため禁止にしているが、時間を限定するなど方法がないか検討する)	利用ルール (資料5-2) のできないことに明記した
	②	鳥獣魚類のは捕獲どこまでだめか? カニとかはどうか [資料2 3④再掲]	利用ルール (資料5-2) のできないことに明記した
	③	生き物を放したり、植物を勝手に持ってきて植えるなどはルールとして書いておいた方が良いのでは [資料2 3⑤再掲]	イベント募集チラシ (資料4) にできることのみを示した
	④	こんなこととしてはダメではなく、こんなことができますよということを示していく [資料2 3⑥再掲]	公園利用届出書 (様式-3) は、メールでも申請できることをHPの手続き (資料5-2) イベント申請フローに明示した
	⑤	場所を独占しないような行為について、スマホ等を用いた簡単な方法で利用申込みできないか。 [資料2 4②再掲]	ホームページの利用ルール (資料5-2) に写真を入れた
	⑥	「できること」のところに写真を入れ、どんなことができるか視覚的にイメージしやすいようにするべき	





## 「魅力アップ計画」アクションプランで提言された、広報・情報発信の強化

### ①「魅力アップ計画」アクションプランで提言された方策

(魅力アップ計画 p 13 抜粋)

#### <考え方>

本公園がもつ魅力を、ターゲットとする方々に確実に届けられるよう、多様な手法を用いた広報、情報発信を、より一層強化します。

(指：指定管理者)	県	指	市
主体となって進める機関			
協力・連携して進める機関			

#### <計画内容>

◆発信すべき情報の内容やターゲットを精査し、ポスターやチラシ、報道発表、ホームページ、動画・画像 SNS 等の多様な広報手段を適切に組み合わせながら、本公園の魅力を発信していきます。とくに、次の点に留意します。

- \* 主要なターゲットとして、姫路を含めた西播磨～備前地域の子育て世代を意識し、動画や SNS 等を通じた情報発信を強化します。また、赤穂子育てアンバサダー等と連携し、子育て世代の目線からきめ細やかな情報発信に努めます。
- \* わくわくランドや塩の国など本公園の特徴的な資源について積極的に PRするとともに、海洋科学館や海水浴場の情報等も含めて「一日滞在できる観光公園」としての魅力を広く発信をします。
- \* 赤穂市や(一社)赤穂観光協会等と連携し、地域と一体となって情報発信を進めます。



動画 SNS による情報発信 (イメージ)



赤穂子育てアンバサダー等との連携 (イメージ)

写真：赤穂子育てアンバサダーInstagram より



## ②「一体的な広報」と「情報発信の強化」の現状・問題点・課題・方策

項目	現状	問題点	課題	方策（◎：実施する ○：今後実施にむけて調整 △：検討する）
ア 一体的な広報	3つ となつた施設と 一体 （ア） 海浜公園・海洋科学館・ オートキャンプ場が別々 に広報されている 【資料7-3 表1】	海洋科学館、オートキャンプ 場が同一公園内にあるとは認 知されづらく、様々な施設を 利用した「1日滞在できる観 光公園」としての魅力を発信 できていない	3つの施設を一体的に広 報する必要がある	◎海洋科学館入館時に海洋科学館と海浜公園のパンフレットをセットで配布 ○現在、それぞれで告知しているイベントをまとめたイベントカレンダーを作成し、海浜公園のHPに 掲載 ※イメージは【資料7-4】 ○海浜公園・海洋科学館・オートキャンプ場が一体となったポスターを作成し、現在掲示している場所 に加え、周辺の協力的な施設にも掲示 △各施設のHPのトップページに他の2施設のHPのリンクを掲載
	一市・ 体と なつた 観光協 会と 一体 （イ） 市内の施設に対して、 十分に周知できていない 【資料7-3 表1】	他の観光施設を目的に来た 観光客をうまく取りこめて いない	市や観光協会と連携した 広報が必要である	◎赤穂市などに地域一体となった情報発信を依頼 （他の観光施設にパンフレットの配置やポスターを掲示するなど） ○観光協会が発行するクーポンチラシにわくわくランドの乗り物割引券の掲載を依頼 △周辺の飲食店と連携し、イベント実施者・参加者には周辺飲食店の割引券等を配布 ⇔提携先の飲食店は会計時、お客さんにわくわくランドの割引等を配布
イ 情報発信の強化	公園の 魅力 （ア） の 広 報 キャンプ場は利用者が増 加傾向にある一方、公園 利用者は減少傾向にある	公園が持つ魅力をうまく発 信できていない	施設や環境などの魅力ご とに広報する必要がある	■施設の魅力 ○1日で様々な施設が利用できるようなモデルコース（家族連れや大人向け等は分ける）を策定し、 HPに掲載（多種多様な施設を十分に活用してもらうための広報） ○他府県のテニスクラブに広報（16面ものテニスコートをもっと活用してもらうための広報）
				■環境面での魅力 ○環境学習の場として、周辺の教育委員会等に情報提供 （自然が多く、多様な動植物がいることを活かしてもらうための広報）
				■その他の魅力 ◎子育てアンバサダー等に周辺の子育て中の方に向け、平日利用を促進するような情報の発信を依頼 （平日の利用者が少ないことを活かしてもらうための広報）
	公園 イベ ン ト の 広 報 （イ） 通常イベントの広報が十分 にできていない 【資料7-3 表2】	イベントそのものの魅力が 十分に伝わっていない	イベントの魅力をうまく 発信する方法や新たな周 知方法を考える必要があ る	◎イベント実施後の報告（写真を付ける）を公園のSNSにあげていく ○大規模イベントの場合には駅や公共施設などにチラシを送付し、設置してもらう ○イベント主催者または参加者に実施後のイベントの情報をSNSにあげてもら △イベント実施後、SNSに情報掲載した方にわくわくランドの乗り物1回無料券を配布
イベ ン ト 募 集 の 広 報 （ウ）			■広く一般に向けた周知 ◎HPでの広告（トップページからイベント募集ページへの誘導） ◎公園内にチラシを設置 ◎営業先や公共施設などにチラシを置いてもらうよう依頼 ◎実施したイベントの写真をHPやSNSにあげる ○ポータルサイト等ネットへの掲載 △集客イベント実施者にわくわくランドの乗り物券を配布  ■実施見込みのある団体等への訪問 ◎個別訪問やチラシ送付等の営業活動（営業先は【資料7-5】）	



## 赤穂海浜公園の広報の現状

表 1 現状の広報媒体と内容等の一覧

広報媒体	周知内容	設置場所や発信のタイミング等
パンフレット	施設紹介や管内図等 (海浜公園・海洋科学館・オートキャンプ場それぞれ単独のパンフレットがある)	園内、県立公園、周辺ホテル等に設置
チラシ	公園イベントの参加者募集	表 2 参照
ポスター	海浜公園・海洋科学館・オートキャンプ場それぞれ単独のポスターがある	園内、県立公園、周辺ホテル、赤穂駅、周辺の道の駅に設置
HP	施設情報に関する詳細等 (海浜公園・海洋科学館・オートキャンプ場それぞれ単独のページがある)	お知らせ等があるときに更新
Facebook	公園情報やイベントの告知等 (Twitter は海浜公園・海洋科学館・オートキャンプ場それぞれ単独のアカウントがある)	更新は 1 ヶ月に 1 度程度
Instagram		
Twitter		

表 2 現状のイベント募集の広報

通常 (右記を除く) のイベントの場合	わくわくフェスタ (春・秋)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNS で告知</li> <li>・ HP のトップページに情報を掲載</li> <li>・ チラシを公園に設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNS で告知</li> <li>・ HP のトップページに掲載</li> <li>・ チラシを公園に設置し、<u>周辺の学校・宿泊施設等にも送付 (計 7000 部)</u></li> </ul>



※イベントカレンダーのイメージ

# 2020年9月

20年8月		20年10月	
日	月	日	月
火	水	水	木
木	金	金	土
土	日	日	日
1	2	1	2
3	4	3	4
5	6	5	6
7	8	7	8
9	10	9	10
11	12	11	12
13	14	13	14
15	16	15	16
17	18	17	18
19	20	19	20
21	22	21	22
23	24	23	24
25	26	25	26
27	28	27	28
29	30	29	30
31		31	

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9 ~イベント	10	11	12 ~イベント
13	14	15	16	17	18	19 ~イベント
20	21	22	23 ~イベント	24	25	26 ~イベント
27	28	29	30	1	2	3
4	5	×E				

Vertex42.com によるカレンダー テンプレート  
<https://www.vertex42.com/calendars/>

: 公園イベント
  : 海洋科学館イベント
  : オートキャンプ場イベント





## 現在想定している直接営業先の候補

		営業先		予定
事務局想定	スポーツ・教育 イベント	○関西福祉大学	⇒	学生への応募依頼
		○子育て団体	⇒	応募依頼
		○うみっこクラブ	⇒	
		○赤穂玩具博物館	⇒	
		○佐用町昆虫館	⇒	
		○赤穂市内小中学校	⇒	市と連携して、応募依頼
		●文化教室	⇒	応募依頼
	地元関連 イベント	○赤穂市漁協	⇒	応募依頼
		○観光協会	⇒	PR依頼
		○赤穂商工会議所	⇒	
		○赤穂市青年会議所	⇒	
		●周辺の飲食店	⇒	応募依頼
	●周辺の宿泊施設	⇒	PR依頼	
その他 イベント	●旅行会社	⇒	応募依頼	
委員からの提案	○西播磨県民局主催イベントの実施者	⇒	応募依頼	
	○児童館	⇒	市と連携して、応募依頼	
	○地元老人会	⇒		
	○地域包括支援センター	⇒		
	○スポーツ少年団	⇒	PR依頼	
	○赤穂市民総合体育館	⇒		
	●アウトドアメーカー	⇒	応募依頼	
	●自転車店	⇒		
	●自転車メーカー	⇒		
●キャンピングカーを扱う店	⇒			
●ライブハウス	⇒	PR依頼		

- 凡例1 ○：具体的な営業先が確定している、または事務局等で具体的な営業先を選定  
●：具体的な営業先について意見を頂きたい
- 凡例2 応募依頼：イベントを実施してもらえよう願います  
PR依頼：営業先にチラシを置いてもらうよう願います

※「営業先」に対しては直接訪問またはチラシを郵送する



広報に関する意見と対応

第1回 意見 番号	意見 ( ) 内は第1回協議会での回答	対 応
①	塩の国、キャンプ場、公園の一体的な広報が必要では [資料2 2③再掲] (現状、一体的な広報はできていない)	一体的な広報の方策を検討し提示する (資料7-2)
②	チラシを作った後のイベント募集の広報をするべき [資料2 6②再掲]	効果的な方策を検討し提示する (資料7-2)
③	イベント募集の直接営業活動をしてはどうか [資料2 6①再掲]	
④	直接売込みはせず、ポータルサイトに売込むべき	
⑤	イベントを募集しているサイトに告知するなど、ネットを使った募 集をするべき	広報の目的やターゲットなどを考慮して、ポータルサイト等ネット トを利用した売込みや直接営業する方法、チラシの郵送など効果 的と思われる方法で広報していく
⑥	全ての人がイベント募集のポータルサイトを見る人ばかりではない ので、営業は必要であると思う	直接営業活動先 (資料7-5) について候補を選定し訪問する
⑦	営業に行かなくても、チラシを郵送するだけでもいい	
⑧	イベント利用を促進するために期間限定で貸切り無料キャンペーン を実施し、イベント実績をつくるべき	期間限定で貸切り無料のキャンペーンの実施を検討する (イベントの規模、利用範囲、日時等の条件を精査する) 例：(1) イベント募集人数100人以下、(2) 青空広場100㎡以下 (3) ○月○日～△月△日の平日、を満たすイベントに限る
⑨	告知に費用をかけられるのであれば、YouTubeに広告費を払って広 報するのは有効的 (期間1ヶ月で数百万円)	現時点では予算的に厳しいが、今後の検討課題とする